

今号は6月に行われた山王祭の様子を見開きでお届けします。ぜひ、熱気あふれる祭りの迫力を感じてください。また、盆踊り大会や子どもたちの夏休みの自由研究にぴったりの講座など、夏のイベントも多く掲載していますのでご覧ください。

夏のイベント盛りだくさん!

暑さ対策をして出かけましょう!

詳しくは9面をご覧ください。

国民健康保険の高額療養費の 限度額が変わります

国民健康保険に加入している人の医療費が高額になったとき、年齢や所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として払い戻されます。8月から、自己負担限度額(月額)が引き上げられ、新たに年間上限額が設けられます。当てはまる方には申請書を送付します。詳しくはHPで確認を。

問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎03-5211-4205



自己負担限度額(70歳未満の方)

所得区分	令和8年7月まで	令和8年8月から	(変更なし) 4回目以降 (多数回該当)
	3回目まで	3回目まで	
901万円超・未申告の方	25万2,600円程度*	27万300円程度* 年間上限168万円	14万100円
600万円超～901万円	16万7,400円程度*	17万9,100円程度* 年間上限111万円	9万3,000円
210万円超～600万円	8万100円程度*	8万5,800円程度* 年間上限53万円	4万4,400円
210万円以下	5万7,600円	6万1,500円 年間上限53万円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	3万6,900円 年間上限29万円	2万4,600円

自己負担限度額(70歳～74歳の方)

所得区分 (課税所得)	令和8年7月まで		令和8年8月から		4回目以降 (多数回該当)
	3回目まで		3回目まで		
	外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯単位)	外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯単位)	
690万円以上	25万2,600円程度*		27万300円程度* 年間上限168万円		14万100円
380万円以上 690万円未満	16万7,400円程度*		17万9,100円程度* 年間上限111万円		9万3,000円
145万円以上 380万円未満	8万100円程度*		8万5,800円程度* 年間上限53万円		4万4,400円
145万円未満 未申告の方	1万8,000円 年間上限 14.4万円	5万7,600円	2万2,000円 年間上限 21.6万円	6万1,500円 年間上限53万円	4万4,400円
住民税非課税 世帯Ⅱ	8,000円	2万4,600円	1万1,000円 年間上限9.6万円	2万5,700円 年間上限29万円	(令和8年8月から) 2万4,600円 (令和8年7月まで) 「3回目まで」と同じ
住民税非課税 世帯Ⅰ	8,000円	1万5,000円	8,000円	1万5,700円 年間上限18万円	「3回目まで」と同じ

※総医療費が一定額を超える場合、超えた分の1%の額を加算

仲通り散歩橋・鎌倉河岸船着場が完成!

日本橋川に人道橋の「仲通り散歩橋」と防災船着場の「鎌倉河岸船着場」が誕生します。ぜひ、足を運んでください。

とき 7月31日(金)

※16時から通行・使用可

場所 内神田1-31-11先

問合せ 地域まちづくり課まちづくり推進係

☎03-5211-3619



仲通り散歩橋(イメージ)



ルールを守って明るい選挙

7月・8月は

「政治家の寄附禁止強化月間です」

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が、自分の選挙区内の人へ金品を寄附することは禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも禁止されています。日頃から私たち一人ひとりが自覚し、違法な寄附をなくすように心がけましょう。



問合せ 選挙管理委員会事務局
☎03-5211-4268

Contents ー今号の主な内容ー

2 「ちよだBRIDGE」の申請を受け付けます(私立学校等就学者支援電子商品券交付事業) 3 本好きのみんな 神保町に集合! 6・7 日枝神社 山王祭